

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第23回）

議事録

日時：令和5年5月24日（水曜日）13:00～15:00

場所：オンライン会議

議題

- ・ 整合規格案の確認について

議事内容

○事務局（神沢） 　ただ今から産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第23回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員が変更となっております。太田委員と氏田委員が任期切れなどを理由として辞任することとなりましたため、今回の委員会から全10名となりましたことを報告させていただきます。僭越ではございますが、事務局よりこれまでの太田委員、氏田委員の御功績に深く感謝申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、渡邊座長にお願いしたいと思います。渡邊座長、よろしく申し上げます。

○渡邊座長 　こんにちは。渡邊です。よろしくお願いいたします。

通信の状態が若干悪いようではございますが、まずは議事に入る前に事務局より委員の出席の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 　本日は、オンライン会議での開催としてございまして、委員の方々にはオンラインにて御出席いただいておりますので、音声接続確認も兼ねまして、委員お一人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。

なお、御発言いただく際は、Teams会議のマイク機能をオンにしてミュートを解除していただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、まず青柳委員です。よろしくお願いいたします。

○青柳委員 　消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の青柳と申します。

本日もよろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、笠原委員ですが、オンラインにて出席はいただいておりますところ、マイク機能が作動していない状況のため、コメントがございましたら、チャットに書き込む対応で進めさせていただければと思います。よろしくお願いいいたします。

続きまして、加藤委員です。よろしくお願いいいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、釘宮委員です。よろしくお願いいいたします。釘宮委員、聞こえてございますでしょうか。音声が届いていないようなので、恐縮ですが、後ほど再度確認をさせていただきます。

続きまして、熊田委員なのですけれども、熊田委員は、本日は御都合により御欠席となっております。

次に、下村委員です。よろしくお願いいいたします。

○下村委員 今まで委員の方の声は聞こえていたのですが、事務局の声が全く聞こえていなかったのも、いつのタイミングか分からなかったのも、すみません。

○事務局（神沢） ありがとうございます。失礼いたしました。

○下村委員 芝浦工業大学の下村です。よろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、多氣委員です。よろしくお願いいいたします。

○多氣委員 東京都立大学・多氣でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、持丸委員ですが、本日は遅れての参加と連絡を頂戴しております。

次に、矢代委員です。よろしくお願いいいたします。

○矢代委員 製品評価技術基盤機構の矢代です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

一旦戻りまして恐縮ですけれども、釘宮委員、聞こえていらっしゃいますでしょうか。本日はよろしくお願いいいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局（神沢） よろしくお願いいいたします。

以上、現時点で10名中8名の委員に御出席いただいております。

○渡邊座長　　ありがとうございました。先生方の通信状態が若干悪いこともありそうですが、もしその場合はチャット等を使いながら御連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。

ただいま確認をいたしまして、委員の出席者が過半数を超えており、定足数に達していますので、本日のワーキングが成立することを確認いたしました。

次に、配付資料の確認を事務局からよろしくお願いたします。

○事務局（神沢）　事務局の神沢です。

事前にお送りしております資料ですけれども、配付資料1 ワーキンググループ委員名簿、資料2 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について、資料3 改正通達案（別表第十二）、資料4は7種類ございますが、整合確認書になってございます。

資料は事前にお送りさせていただいてございますが、併せて本日のTeamsの画面にでも表示させていただきます。見つらい場合は、お手元の資料を御覧いただけますようお願いいたします。

○渡邊座長　　ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。前回、令和5年2月に行いました第22回ワーキングでは、4規格のJ I S等について御確認いただきました。同年5月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。ありがとうございます。

本日は、7規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について事務局より説明をよろしくお願いたします。

○事務局（神沢）　事務局の神沢です。

それでは、今回整合規格として御確認いただきたい規格の概要について事務局から説明をさせていただきます。

お手元に資料2と資料3を御用意いただければと思います。今回整合規格として御確認いただきたい規格の概要につきまして、資料2と3を用いて説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。タイトルが電気用品の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達についてです。

まず、1. 概要です。電気用品の技術上の基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についてを定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示してございます。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行うというものでございます。

2. 改正の内容、(1)改正方針でございますが、国際規格（I E C規格）に準拠したJ I S等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正するものでございます。

改正する規格の数ですけれども、先ほど渡邊座長からもお話がございましたが、7規格となっております。こちらは採用済みのI E C規格に準拠したJ I Sをより新しい版に置き換えるものになってございまして、具体的にその7つにつきましては、次のページの資料2の別添1に示させていただいております7規格になってございます。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、3. 今後のスケジュールなのですが、パブリックコメントにつきましては、今日の審議終了後、6月をめどに30日間実施予定となっております。その結果を踏まえまして、改正を8月以降に予定してございます。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJ I S規格によることができるものとする考えです。

続きまして、資料3別表第十二国際規格等に準拠した基準（案）でございますが、こちらが本日の審議内容が予定どおり改正された場合の別表第十二の仕上りの案でございます。

今回追加する箇所には水色の網掛けがかかってございまして、具体的に今回追加する箇所なのですが、4ページ目に2規格ございまして、「J60335-2-29(2023)、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—29部：バッテリーチャージの個別要求事項」と「J60335-2-32(2023)、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—32部：マッサージ器の個別要求事項」、5ページ「J60335-2-40(2023)家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—40部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項」、6ページ「J60335-2-60(2023)、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—60部：渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項」、7ページ「J60335-2-96(2023)、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—2—96部：室内暖房のためのシート状

の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項」、少し飛びまして、12ページは2規格「J60947-4-1(2023)、低圧開閉装置及び制御装置—第4—1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」、「J60974-6(2023)、アーク溶接装置—第6部：限定使用率アーク溶接装置」。以上の全7規格となっております。

なお、これら規格に対応する古い規格につきましては、改正から3年間はお従前の例によるとしまして、猶予期間を設けてございます。資料3の説明につきましては以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料2、資料3の内容につきまして説明がございましたが、その内容につきまして、先生方から何か質問等、不明な点がございましたら御発言をお願いします。質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。

資料2の別添1の一覧表に沿って上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくという形で進めたいと思います。では、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（遠藤） 事務局の遠藤でございます。

一覧表1番目の規格、採用を予定しておりますJ I Sは、JIS C 9335-2-29、バッテリーチャージャの個別要求事項ということでございます。

適用範囲といたしましては、リップルフリーの直流250ボルト以下の出力を持ち、定格電圧が250ボルト以下の家庭用及びこれに類するバッテリーチャージャの安全性について規定するものでございます。ここにありますリップルフリーというのは、注記がございしますが、直流成分の10%以下の範囲で変動する実効値電圧を許容することをいいます。

対応いたします主な電気用品といたしましては、直流電源装置になります。

主な改正内容についてですけれども、対応するI E Cにおきまして、アmendメントが発行され、それを受けてJ I Sのほうでも2023年版といたしまして、追補1が発行されました。これに伴いまして、追補と併せて電安法の整合規格として採用するというのを御提案するものでございます。

主な改正内容ですけれども、国際規格の動向を踏まえまして、適用範囲の直流出力電圧を2019年版のJ I Sでは120ボルトというように改正したのですが、さらに今回は250ボルト以下に拡大するというものでございます。それに伴いまして、出力電圧によってタイプ

0のバッテリーチャージャ、タイプ1のバッテリーチャージャ、タイプ2のバッテリーチャージャの定義を追加しております。

さらに、表示記号といたしまして、屋内使用専用、そこに家のマークがあるかと思えますけれども、屋内専用の表示記号、さらに雨にさらさないという記号を追加するものでございます。

さらに、7.12項では、取扱説明書の記載事項に、各タイプのバッテリーチャージャに係る項目を追加しております。

10.101項で、構造の項ですが、タイプ別に直流出力電圧の制限を規定しております。さらに、タイプ1の場合、高電圧の直流電源装置となっておりますので、絶縁性能が優れたものでないといけないということで、附属書B Bのほうでタイプ2バッテリーチャージャで使われる絶縁変圧器に関する要求が追加されております。

以上が規格の概要です。

続きまして、資料4-1を御覧ください。資料4は、電安法で定めております技術基準の省令と、一方で、J I Sの中で盛り込まれているそれに該当する要求事項とを対比したものでございます。我々は、その技術基準省令の要求事項が全てJ I Sにおいて対応しているかどうかを審査し、その結果、オーケーということになりましたらば、電安法の技術基準、整合規格として公表するというような手続を踏んでいるところでございます。

資料4-1になりますが、全ての省令の対応事項を説明しますと、さすがにちょっと日が暮れてしまいますので、従来より非該当としたものなど、委員の皆様にご念のため御確認いただきたいという箇所につきましてのみ説明させていただくことにしております。

その関係で、この規格、資料4-1の場合は、全て技術基準省令の要求事項に対応していると確認が取れておりますけれども、唯一取れていないのが、15ページ目を御覧ください。要求事項省令の第二十条の1号ということで、電安法では、長期使用製品につきましては、安全上問題がある場合も多々ありましたので、それにつきましては、一部の電気用品につきましては指定いたしまして、一定の表示をすることを求めている要求事項がございます。

バッテリーチャージャにつきましては、省令二十条の1号から4号までに示されるヒビピンには該当しないということで、この号につきましては、非該当という扱いにさせていただきます。

以上をもちまして、当該規格につきましては、バッテリーチャージャの個別要求事項につ

きましては、手前どもの整合規格の一覧表でありますところの技術基準解釈通達の別表十二に追加するというを御提案させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○渡邊座長　　ありがとうございました。ただいま事務局から整合確認書について説明をいただきました。資料4-1で非該当のところは第二十条、15ページから16ページ、17ページの辺りでございますが、それも含めまして何か先生方から御意見、コメントも含めてございますでしょうか。もしマイクがうまく通じない先生がいらっしゃいましたら、チャットでお書きください。概要だけでも結構でございます。詳しいことはまた事務局からお伺いするかもしれませんが、特にございませつか。釘宮先生、よろしくお願いいたします。

○釘宮委員　　釘宮でございます。

こちら規格を120ボルト以下から250ボルト以下に拡大するという概要になっておりますが、例えばタイプ2のバッテリーチャージャーというのは、具体的にはどういうものに使うものになりますでしょうか。電気自動車ですとか、そういうものでしょうか。少々お伺いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事務局（遠藤）　　250ボルトに拡大するというような提案につきましては、電動工具、その性質上、急速充電が必要とされるために250ボルトまで拡大してほしいというような動きがIECのほうであったためと聞いております。

○釘宮委員　　ありがとうございました。

○渡邊座長　　よろしいでしょうか。そのほか何かございますでしょうか。特にございませつか。

（「なし」の声あり）

それでは、次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（遠藤）　　続きまして、2番目のJIS C 9335-2-32、マッサージ器の個別要求事項ということでございます。

この規格の適用範囲といたしましては、定格電圧が単相機器の場合250ボルト以下、その他の機器の場合は480ボルト以下の家庭用及びこれに類する電気マッサージ器の安全性について規定するものでございます。

適用範囲に含まれる主な電気用品といたしましては、電気マッサージ器ということになります。

次に、主な改正内容ですけれども、これも対応するIECのほうで改正がありまして、

それを踏まえた J I S がさらに改正されたことを受けて、その J I S を電安法の整合規格として採用することを提案させていただくものでございます。

主な改正内容ですけれども、温度上昇試験として、測定用プローブを用いた測定方法を規定するとともに、プローブの形状、材質などの規定を追加しております。また、温度上昇試験における最大温度上昇限定値も規定しております。さらに、落下試験におきまして、対応する国際規格の試験方法を適用するように改正しております。

次に、資料 4—2 を御覧ください。これも先ほどの規格と同様でございます。省令の要求事項はほぼ該当しております。J I S 規格のほうでそれに対応する要求事項を採用させていただいておりますけれども、やはり長期使用表示制度の部分ですが、12 ページを御覧ください。

技術基準省令の二十条第 1 号から第 4 号まで長期使用製品安全表示制度の対象となる機器が指定されておりますが、マッサージ器はこれに該当しませんので、整合規格表の記載は非該当とさせていただきます。

以上をもちまして、当該規格 JIS C 9335-2-32、マッサージ器についても電安法の整合規格として採用するに妥当だと判断させていただきました。

以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料 4—2 の内容につきまして説明をいただきました。先生方から何か御質問、御意見、コメントも結構でございますが、御発言ございましたらよろしく願いいたします。多氣先生、よろしく願いいたします。

○多氣委員 多氣から質問させてください。

まず、この整合規格とすることに関しては、改版の内容に関して直接的に問題になるようなことは何もないので、私としては全く依存ないのですけれども、毎度、ちょっと言葉の使い方がよく分からないので、もし分かれば教えていただきたいということで、単なる質問です。

第十三条なのですけれども、技術基準の条文は「電磁波が」と書いてあります。規格のほうは「放射線を」と書いてありますね。ここで言っている電磁波というのはどういう範囲なのか。それから規格のほうで言っている有害な放射線、有害なはなくてもいいのですけれども、放射線と言っているのはどういう範囲なのかというのがいつも不明瞭で、これが対応していますと言われましても、定義がよく分からない中で、判断しにくいものです。

から、もしどこかに定義があるのでしたら、お示しいただければと思ひまして、質問させていただきます。

以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。このことにつきましては、多氣先生の御質問で電磁波と放射線、あるいはそのような毒性その他これに類する危険性との対応が、どうもこの項目では一致しないのではないかという御意見でございます。

その十二条の中でも放射線、毒性に類する危険性というのと同様な有毒ガスが入っていますが、これは32条を引っ張ってきたのですね。

○事務局（遠藤） だから、放射線が電磁波を含んでいるか否かという、突き詰めればそういうことになるかと思ひます。多分対応する放射線——ラジエーションかな——のそもそも I E Cの中での定義がどうなっているのかというのを再度確認した上で、後ほど回答させていただくということにさせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○渡邊座長 多氣先生、よろしいでしょうか。

○多氣委員 もしできましたら I E Cの規格のほうのラジエーションの範囲がということに加えて、技術基準でのここ言っている電磁波がというのもどういう範囲なのかも教えていただければ大変ありがたいと思ひます。

○事務局（遠藤） こちらのほうは、一般に言うところの電磁波以上のものを考えているとはちょっと、過去の経緯とかいろいろ何度も資料を調べたことがあるのですけれども、そこまでは深く考えていないというのが率直なイメージだと思ひますので、もう一度念のため、そういった明確な定義を要した上でつくったのかというのを併せて確認させていただきます。了解いたしました。

○多氣委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○渡邊座長 それでは、内容を確認するというので、よろしくお願ひいたします。

そのほか、先生方から何か御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。
（「なし」の声あり）

特になければ、本資料の4-2につきましては、多氣先生が御質問いただいたことについて確認させていただくということでよろしくお願ひいたします。

それでは、次の説明に移りたいと思ひます。次の説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（遠藤） 一覧表3番目、JIS C 9335-2-40、エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項ということでございます。

この規格の適用範囲といたしましては、定格電圧が単相機器の場合は250ボルト以下、その他の場合は600ボルト以下で、電動圧縮機を持つヒートポンプ（ヒートポンプ給湯器を含む）、エアコンディショナ及び除湿機並びに水循環式ファンコイルユニットの安全性について規定するものでございます。

この規格は、昨今の地球温暖化対策等によりまして、従来、冷媒として使っておりましたフロン類が使えなくなりまして、可燃性の冷媒使用も考慮した要求事項を規定するというものでございます。

この規格の適用範囲に含まれる主な電気用品といたしましては、電気冷房機、電気除湿機などがございます。

続きまして、主な改正内容ですが、大きな改正といたしましては、地球温暖化対策に向け、不燃性冷媒の代替として可燃性冷媒を適用範囲に追加するというものでございます。それに伴いまして、いろいろ要求事項等を追加されております。可燃性冷媒、A2L冷媒などの可燃性冷媒の追加に関連する定義を追加しております。あと可燃性物質に関します表示記号も追加されております。さらに可燃性冷媒を使用した機器には、輸送中の振動の影響を確認するための振動試験というものも追加されております。

さらに附属書類が多く追加されておまして、そういった冷媒の特性情報を追加する。あるいは可燃性冷媒を使用する機器の取扱説明書などにつきましては、記載要求事項をさらに追加する。冷媒のそういった可燃性のものが漏れてしまうと非常に危険ですので、そういった冷媒の模擬漏えい試験を追加しております。あと燃焼防止のための要求事項、あるいは冷媒用冷媒検知システム、あるいは冷媒センサの位置確認試験を追加するなど、可燃性冷媒を使用可とすることに伴いますもろもろの試験が追加されております。

では、続きまして、資料4-3を御覧ください。技術基準との確認状況でございますが、これも前の2つの規格と同様にほとんど全ての要求事項につきまして、適用対応しております。エアコンは冷房機器ということで、長期使用製品の対象となっておりますので、規格のほうにもこの制度の要求事項、表示事項をJISのほうで追記しております。

資料4-3、13ページを御覧ください。これまで第二十条は全て非該当だったところですが、このエアコンにつきましては、冷房機器ということで該当します。よって、この項につきましては、該当というようにさせていただきました。

以上をもちまして、改正されましたJIS C 9335-2-40及び追補の1を併せまして、電安法におけます整合規格として採用することを提案させていただきます。

以上です。

○渡邊座長 ありがとうございました。ただいま資料4—3につきまして、エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項等につきまして説明をいただきました。この事務局からの説明及び整合確認書について、先生方から御意見、コメント等ございましたら御発言をよろしくお願いいたします。マイク、ミュートを外していただき、一声、お名前を言っていただければ結構でございますが、ミュートが外れない先生だけはチャットでお願いします。

今回は冷房機というところで、二十条、1つだけ該当しておりますけれども、そのほかは変わりません。特になければ、次の項目に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。先生方、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、次の説明に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（大池） 事務局の大池です。

続きまして、4番、JIS C 9335-2-60、渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要ですけれども、資料2の別添2を御覧ください。この規格は、家庭用及びこれに類する屋内用及び屋外用の渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器であって、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下のものの安全性について規定するものでございまして、既設の浴槽に空気を供給したり、その水を循環させたりする機器にも適用いたします。

電気用品名としましては、浴槽用電気温水循環浄化器、浴槽用電気気泡発生器が該当いたします。

今回の改正は、対応国際規格でありますIEC 60335-2-60の第4版が発行されまして、適用範囲に新たに持ち運び可能な渦流スパが追加されたことなどに伴う改正をいたしました。

主な改正内容ですけれども、まず、用語の定義としましては、渦流浴槽機器と渦流スパが排水を意図するか意図しないかの違いがありますので、その違いが明確になるような書き方としております。

また、箇条の7.1では、機器への表示につきましては、電熱素子を持つ機器の場合、旧規格では、浴槽の水質維持のために噴出口の水温が一時的に50度を超える間は入浴禁止としておりましたが、入浴禁止までしなくとも、噴出口から離れておればよいということで、

水温上昇時の警告を使用禁止から噴出口に近づかない旨などを機器本体に表示することといたしました。

また、箇条22.106では、クラス I 及びクラス 0 I 機器の持ち運び可能な渦流スパについて、水に接触する全ての金属部分に保護接地に接続すること等を規定しております。

続いて、整合確認書でございます。資料 4—4 を御覧ください。こちら、非該当部分ですけれども、13ページから最後、15ページまでですが、二十条第 1 号から第 4 号につきまして、渦流スパ、渦流浴槽機器については、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないので、非該当としております。それ以外は該当となっております。

以上により、安全法における整合規格として登録しても差し支えないと判断させていただきました。

こちらの規格についての御説明は以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料 4—4、渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器につきまして説明をいただきました。この内容につきまして、先生方から御意見、御質問、コメントも含めてございましたら発言をよろしく願います。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

ミュートにできない先生もオーケーですね。それでは、次の説明に移らせていただきます。次の説明をよろしく願います。

○事務局(大池) 続きまして、5番目、JIS C 9335-2-96、室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項について説明させていただきます。

まずは、当該規格の概要を説明させていただきますので、資料 2 の別添 2 を御覧ください。この規格の適用範囲は、定格電圧が単相の場合には250ボルト以下、その他の場合には480ボルト以下の床1.2メートル未満及び2.3メートルを超える高さの壁並びに天井に組み込むことを目的とし、室内暖房のために室内に設置するシート状の可とう性電熱素子及びこれらを用いる機器の安全性について規定するものでございます。

電気用品としましては、電熱ボードや電熱シートが該当いたします。

今回は、対応国際規格でありますIEC 60335-2-96が改正されたことに伴いまして、JISもIECに対応する改正を行いまして、主に海外で使用されている壁の内側に施工するシート状の可とう性電熱素子を適用範囲に新たに追加するといったものでございます。

具体的には、高さ1.2メートル未満及び2.3メートルを超える高さの壁に設置されたシート状の可とう性電熱素子及びこれらを用いる機器について試験条件ですとか、表示について特定の要件を追加したものでございます。

続いて、整合確認書でございます。資料4―5を御覧ください。こちらも非該当部分につきましては、13ページから最後15ページにわたります。第二十条関係の部分でございますけれども、こちらは対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

以上をもちまして、こちらも電気用品安全法の技術基準に適合していると判断させていただきました。

説明は以上になります。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から資料4―5を用いまして、室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項につきまして説明いただきましたが、この内容につきまして、先生方から何か御質問、御意見、コメントも含めまして、ございましたらよろしくお願いたします。

○釘宮委員 釘宮ですが、発言よろしいでしょうか。

○渡邊座長 釘宮先生、どうぞよろしくお願いたします。

○釘宮委員 今回改正の趣旨にございます壁の設置の高さですけれども、高さ1.2メートル未満及び2.3メートルを超える高さという記述がありまして、その理由なのですが、これは例えば技術基準でいきますと、第五条に使用者及び使用場所を考慮した安全設計というのがありますが、そういったものに該当するために1.2から2.3メートルのところには設置しないというような考え方でしょうか。この高さの基準の考え方について少し教えていただけるとありがたいです。

○事務局（大池） 釘宮委員、ありがとうございます。この高さなのですけれども、こちらも確認したのですが、IECの規格を今そのまま引っ張ってきている状態です。正直詳しい、1.2メートルですとか2.3メートルを超える高さが何を根拠にこの数字になっているのかというところが今の時点だと確認できない。IECの規格をそのまま引っ張ってきた数字でございます。それをJIS規格に反映させているものと御理解いただければと思います。

○釘宮委員 承知しました。ありがとうございます。

○渡邊座長 IEC規格独自の建築物だとか、施工方法などの特殊性は何か考えられる

のですか。1.2メートル未満ですので、腰よりもちょっと高いぐらいよりも下で、2.3メートルを超えるですから天井ぐらいですね。

○事務局（大池） そうですね。

○渡邊座長 そうすると建築物や室内暖房の様子が、日本とはちょっとイメージが違っているのかもしれませんが、この点につきましては、IEC規格でその基準が定められているということですので、それをIEC整合を基にJISの規格を合わせているということですので、この形で数値を出すしかありません。釘宮先生、そういうことはおかしいですけれども、IEC規格に準じているということですので、よろしく願いいたします。

そのほか先生方から何か御意見等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

特に御発言がないようですので、この内容につきましても御承認いただけたということのできたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続いて、次の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（大池） では、続いて、6番目、JIS C 8201-4-1、低圧開閉装置及び制御装置—第4—1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータについて説明させていただきます。

まずは当該規格の概要を説明させていただきますので、資料2の別添2を御覧ください。この規格の適用範囲は、定格電圧が交流1000ボルト以下、または直流1500ボルト以下の配電回路及びモータ回路に接続する装置について規定するもので、電気用品名といたしましては、電磁開閉器が該当いたします。

今回の主な改正点でございますけれども、IEC 60947-4-1の改正に合わせまして、まず箇条1に短絡保護の機能を持つ開閉機器でありますモータ保護用開閉機器を適用範囲に明記しております。また、箇条5.4では、トップランナーモータに対する使用負荷種別の新設、箇条6.3では、製品情報としまして、旧規格の題名では、取付、操作及び保守に関する指示としておりましたけれども、ここに今回廃却及び分解も加えまして、これは発生し得る危険性などに対して、使用者に必要な情報を提供することを目的として追加されております。

あと、デビエーションとしまして、附属書JBには、長年国内で広く使用されております過負荷リレーの動作確認による分類を追加してございまして、附属書JCには、こちらも

国内で広く使用されている動作試験条件を追加しております。

続いて、整合確認書でございます。資料4—6を御覧ください。非該当部分について説明させていただきます。

まず、資料12ページ、十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止につきましては、電磁開閉器は、構造上人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当であると判断させていただいております。

続きまして、17ページから最後19ページでございます。こちらは第二十条関係でございます。対象品目ではございませんので、こちらも非該当とさせていただいております。

以上をもちまして、当該規格については技術基準に適合していると判断させていただきました。

説明は以上になります。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま資料4—6、電気機械式接触器及びモータスタータにつきまして説明をいただきました。この内容につきまして、委員の先生から御質問、コメントも含めまして何かございましたら御発言をよろしくお願いたします。特にございませんか。もうしっかりした規格でございますので、準拠していると思います。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、次の説明に移りたいと思います。説明をよろしくお願いたします。

○事務局(遠藤) 最後7番目、JIS C 9300-6、アーク溶接装置、限定使用率アーク溶接装置でございます。

適用範囲といたしましては、非専門家が使用するために設計したアーク溶接及びプラズマ切断電源並びに補助装置の安全要求事項、性能要求事項及び電磁両立性(EMC)要求事項について規定するものでございます。

主な対応する電気用品としましては、アーク溶接機というものが指定されております。

この規格につきましても、対応するIECのほうで改正があったことに伴うJISの変更されたものを採用するというものでございます。

主な改正内容といたしましては、電磁両立性に関する要求事項を追加しました。あと、水の浸入保護について、試験方法及び合否判定基準を明確にするため、JIS C 0920による等級に対応した防水試験を追加しております。さらに温度要求事項といたしまして、JIS C 9300-Iの表6を引用追加しております。さらに温度保護装置の要求事項を表2(最高

温度限度値)として追加しております。また、制御回路の要求事項といたしまして、JIS C 9300-Iの制御回路の項を引用追加しております。

続きまして、資料4-7を御覧ください。13ページになります。第十三条、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が発生しないように措置されていることという要求事項でございます。その補足のほうに書き込ませていただきましたが、一般的にこのような電流200アンペア以下で直流電流、交流電流、あるいは溶接電圧も30ボルト以下となっているものにつきまして、当該規格に対応するような製品につきまして数値シミュレーション及び磁場計測によりまして、ICNIRPの電磁場規制のガイドライン以下であるということを提案者のほうで確認していただいております。このため、当該製品につきましては、人体に影響を与える電磁場及び磁場は発生しないものと判断させていただいております。

そのため、この項、第十三条につきましては、非該当というように扱わせていただいております。

続きまして、18ページでございます。二十条の長期使用製品安全表示制度の対象製品ではございませんので、1号から4号につきましては非該当というように扱わせていただいております。

以上より、当該規格JIS C 9300-6につきましては、電安法の整合規格として採用して差し支えないと判断させていただきました。

以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございました限定使用率アーク溶接装置の内容につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見、コメントも含めまして、ございましたら御発言よろしくお願いたします。特にございませんでしょうか。

私から1つだけ。6.2.1.2で、水の浸入保護について、試験方法及び合否判定基準を明確にするためJIS C 0920による等級に対応した防水試験を追加ということで御説明いただきましたけれども、アーク溶接のときの水の対応というのは、あまり心配しないでもいいのかなと思うのですが、これでは安全対策を取り過ぎのような気はしますが、これをやっていたら問題はないということでしょうか。例えば雨の降ったときの作業など、いろいろな条件を考慮した対策と思いますが、水のことまで対策試験が書いているなということで、過剰かなと思いましたが、これは否定ではなく私の感想です。

先生方から何か御質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

特に先生方からの御発言がないようですので、この整合確認書につきましても御了解いただけたものと判断させていただきます。

先生方から御意見等いただきました。ありがとうございます。これで今回提出のありました整合規格案につきましては、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。一部先生方からの御意見等がございましたが調査するというので、御了解いただけたものと考えております。

今回予定しております議題につきましては以上でございますが、その他先生方から御質問、御意見、言い忘れたことも含めまして何か御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

この後、事務局からは何か連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局（神沢） 事務局の経済産業省製品安全課の神沢です。

本日も御審議ありがとうございます。一部いただいた質問につきましては、先ほど渡邊座長からお話しいただいたとおり、後日回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回のワーキンググループの日程の詳細につきましては、改めて調整させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。

本日は、ウェブを使用した会議でございまして、一部音声等混乱したところもございましたが、先生方の対応力に頼りまして、無事順調に御意見等いただけ、ワーキングを進めることができました。御協力ありがとうございました。

以上をもちまして第23回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-1511(内線 4307～4308)